

平成 27 年 1 月 30 日

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
会長 嵐谷 安雄**障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための日身連意見書**

障害者総合支援法の成立において、障害者権利条約の基本精神を踏まえ、障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等 55 名の構成員が議論し取りまとめた「骨格提言」が重要な意味を持ちました。したがって、今回附則第 3 条の検討規定の見直しの作業にあたり、この「骨格提言」を前提条件として論点整理を進めるべきと考えます。

については、日身連では、特に、以下の事項について意見を申し述べます。

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - (1) 地域生活支援事業の義務的経費化
  - (2) 報酬にかかる支払方式について、施設系は人件費を月額払いとし事業費は日額払いへの見直し
  - (3) 利用者負担に関し、応能負担における収入認定範囲を本人のみの収入（本人単位）とすること
  - (4) なお、コミュニケーション支援および通訳・介助支援について原則無料とする
  - (5) 居宅介護を受けている障害者が入院した場合、必要な家事援助が受けられる仕組み
  - (6) 障害種別を問わず、必要とする移動支援の在り方の整理
  - (7) 一日 8 時間を超える介護サービスに関する市町村の負担軽減を含めた全国共通の仕組みの構築。また、重度訪問介護におけるパーソナルアシスタンス制度の創設
  - (8) 障害者が地域生活を営む上で必要な社会資源を計画的に整備するための「地域基盤整備 10 カ年戦略」（仮称）の法定化
  - (9) 就労支援と日中活動等支援の仕組み
  - (10) 居住支援の在り方の整理
2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - (1) 支給決定の仕組み（合議機関の設置等含む）
3. 高齢の障害者に対する支援の在り方
  - (1) 介護保険優先原則に関する総合支援法第 7 条の見直し

以 上